

日本国際看護学会 研究委員会 規程

第 1 条 (名称)

日本国際看護学会は、会則第 13 条にもとづき、理事会のもとに研究委員会（以下、委員会という）を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、会員が看護研究における基本のおよび具体的知識を学び、研究実践する能力を高めることにより、日本国際看護学会における研究の質向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 全国を 4 ブロックに分け、毎年度各ブロックにおいて 1 回以上の研究に関する分科会を開催する。
- (2) 各年度の学術集会において、委員が持ち回りで研究に関するシンポジウム等を担当する。
- (3) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動。

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 3 年とする。再任は妨げない。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 委員会開始時のブロックの設定は以下の4とする。
 - 北海道・東北ブロック
 - 関東・甲信越ブロック
 - 東海・北陸・近畿ブロック
 - 中国・四国・九州・沖縄ブロック